

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	北九州市 母子・父子・寡婦福祉資金貸付事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

北九州市は、母子・父子・寡婦福祉資金貸付及び償還に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施していることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

北九州市長

公表日

令和7年2月19日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業
②事務の概要	ひとり親家庭や寡婦の経済的自立を助け、児童の福祉を増進するため、12種類の資金の貸付を行う。 【事務処理】 (1) 各区役所保健福祉課での貸付申請受付 (2) 貸付1件ごとに貸付番号を採番し、貸付台帳を作成 (3) 貸付に関する書類の作成・発送 (4) 貸付金の交付 (5) 住記情報や変更届等による台帳への記載、削除または記載の訂正 (6) 貸付台帳の正確な記録を確保するための措置 (7) 償還に関する書類の作成・発送 (8) 償還金の償還台帳への消し込み (9) 未償還者への償還指導・督促 (10) 個人番号カード等を用いた本人確認 (11) 中間サーバーへの貸付情報の提供
③システムの名称	母子父子寡婦福祉資金貸付金システム 住民記録システム 中間サーバー 宛名管理システム 団体内統合宛名システム

2. 特定個人情報ファイル名

母子・父子・寡婦福祉資金貸付データ、住民基本台帳データ

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表63の項 番号法別表の主務省令 第34条 個人番号の利用に関する条例第3条第2項 別表第2の20の項
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【照会】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表88の項 【提供】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42の項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表125の項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表161の項	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	子ども家庭局子育て支援部子育て支援課
②所属長の役職名	子育て支援課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒803-0814 北九州市小倉北区大手町11番5号 北九州市立文書館 093-561-5558
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市子ども家庭局子育て支援部子育て支援課 093-582-2410
9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="checkbox"/>]適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年2月10日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年2月10日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行う。	

9. 監査	
実施の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[十分に行っている]</div> <div style="text-align: right;"> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている</p> <p>2) 十分に行っている</p> <p>3) 十分に行っていない</p> </div> </div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]</div> </div> <p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[十分である]</div> <div style="text-align: right;"> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> </div> </div>
判断の根拠	システム側において、必要最低限の人数、参照範囲となるよう、職員のアクセス権限を設定している。アクセス権限の所持者は、ID、パスワード等を適切に管理するとともに、離席時のログアウトを徹底する。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月7日	1. 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	西尾 典弘	岩佐 健史	事後	
平成29年3月7日	II. しいき値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成26年12月1日時点	平成28年12月1日時点	事後	
平成29年3月7日	II. しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成26年12月1日時点	平成28年12月1日時点	事後	
平成29年3月7日	1. 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	子ども家庭局子育て支援課	子ども家庭局子育て支援部子育て支援課	事後	
平成29年3月7日	1. 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	岩佐 健史	子育て支援課長	事後	
令和1年5月31日	II. しいき値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成28年12月1日時点	平成30年12月1日時点	事後	
令和1年5月31日	II. しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成28年12月1日時点	平成30年12月1日時点	事後	
令和5年7月31日	1. 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和5年7月31日	II. しいき値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成30年12月1日時点	令和5年7月1日時点	事後	
令和5年7月31日	II. しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成30年12月1日時点	令和5年7月1日時点	事後	
令和7年2月10日	1. 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の43の項 ・別表第一の主務省令 第34条 個人番号の利用に関する条例第3条第3項 別表第二の20の項	番号法第9条第1項 別表63の項 番号法別表の主務省令 第34条 個人番号の利用に関する条例第3条第2項 別表第二の20の項	事後	
令和7年2月10日	1. 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 別表第二の26の項 ・別表第二の主務省令 第19条 ・番号法第19条第8号 別表第二の30の項 ・番号法第19条第8号 別表第二の63の項 ・別表第二の主務省令 第34条 ・番号法第19条第8号 別表第二の87の項 ・別表第二の主務省令 第44条	【照会】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表88の項 【提供】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42の項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表125の項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表161の項	事後	
令和7年2月10日	II. しいき値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和5年7月1日時点	令和7年2月10日時点	事後	
令和7年2月10日	II. しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和5年7月1日時点	令和7年2月10日時点	事後	
令和7年2月10日	IV. リスク対策 8. 人手を介在させる作業		十分である 住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を求め、その上で記載されたマイナンバーの真正性を確認を行う。	事後	
令和7年2月10日	IV. リスク対策 1. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策		3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	
令和7年2月10日	IV. リスク対策 1. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】		十分である システム側において、必要最低限の人数、参照範囲となるよう、職員のアクセス権限を設定している。 アクセス権限の所持者は、ID、パスワード等を適切に管理するとともに、離席時のログアウトを徹底する。	事後	